

障障発0331第7号  
平成29年3月31日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別添)

- やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（抄）

【新旧対照表】

(下線部が変更点)

新	旧
障障発第 1117002 号 平成 18 年 11 月 17 日	障障発第 1117002 号 平成 18 年 11 月 17 日
一部改正 障障発第 1526001 号 平成 20 年 5 月 26 日	一部改正 障障発第 1526001 号 平成 20 年 5 月 26 日
一部改正 障障発第 0701001 号 平成 21 年 7 月 1 日	一部改正 障障発第 0701001 号 平成 21 年 7 月 1 日
一部改正 障障発 0331 第 2 号 平成 22 年 3 月 31 日	一部改正 障障発 0331 第 2 号 平成 22 年 3 月 31 日
一部改正 障障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障障発 0330 第 2 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障障発 0330 第 2 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障障発 0626 第 1 号 平成 24 年 6 月 26 日	一部改正 障障発 0626 第 1 号 平成 24 年 6 月 26 日
一部改正 障障発 0329 第 11 号 平成 25 年 3 月 29 日	一部改正 障障発 0329 第 11 号 平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障障発 0331 第 1 号 平成 26 年 3 月 31 日	一部改正 障障発 0331 第 1 号 平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障障発 1001 第 2 号 平成 26 年 10 月 1 日	一部改正 障障発 1001 第 2 号 平成 26 年 10 月 1 日

新	旧
<p>一部改正 障障発 0331 第 5 号 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>一部改正 障障発 0331 第 7 号 平成 29 年 3 月 31 日</p>	<p>一部改正 障障発 0331 第 5 号 平成 28 年 3 月 31 日</p>
<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1～8 （略）</p>	<p>1～8 （略）</p>
<p>9 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成 11 年 8 月 30 日付児家第 50 号）に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護、<u>生活介護</u>、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型を利用する場合又は児童養護施設に入所している児童が、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型を利用する場合についても本通知の適用となるものであること。</p> <p>ただし、この場合において 2 は該当しないものとし、費用徴収の免除の扱いとすること。</p>	<p>9 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成 11 年 8 月 30 日付児家第 50 号）に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型を利用する場合又は児童養護施設に入所している児童が、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型を利用する場合についても本通知の適用となるものであること。</p> <p>ただし、この場合において 2 は該当しないものとし、費用徴収の免除の扱いとすること。</p>

新	旧
(別紙) (略)	(別紙) (略)